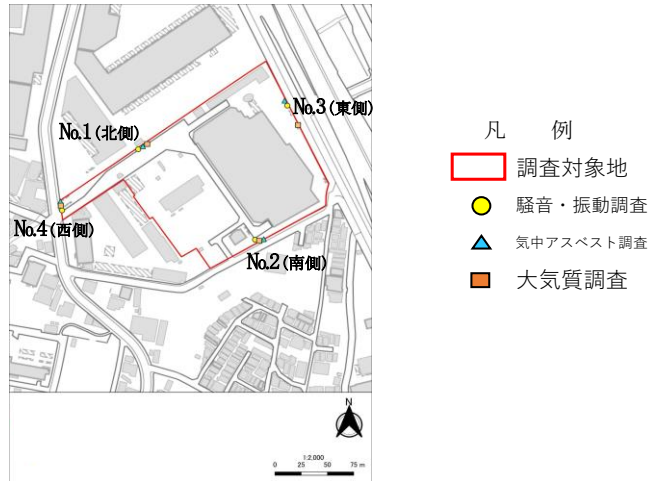


鶴見工場建替工事に伴う工事中環境調査結果（令和7年度分）

1 調査箇所

鶴見工場敷地境界4箇所

住所：大阪市鶴見区焼野2丁目11番



2 大気調査

(1) 調査内容

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、窒素酸化物 (NO_x)

(2) 調査方法

PTIO法（簡易法）

(3) 調査結果(測定期間における平均値)

一酸化窒素 (NO)

単位：ppm

調査期間	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
令和7年6月17日～6月24日	0.010	0.011	0.013	0.008
令和7年9月9日～9月16日	0.012	0.012	0.021	0.009
令和7年11月10日～11月17日	0.020	0.017	0.024	0.020
令和8年2月9日～2月16日	0.023	0.012	0.020	0.019

二酸化窒素 (NO₂)

単位：ppm

調査期間	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
令和7年6月17日～6月24日	0.008	0.009	0.012	0.007
令和7年9月9日～9月16日	0.008	0.009	0.012	0.007
令和7年11月10日～11月17日	0.020	0.024	0.022	0.021
令和8年2月9日～2月16日	0.026	0.029	0.031	0.027

環境基準値(※)：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

(※)調査地点は、準工業地域（1号区域）に指定されているため、環境基準に該当していませんが

参考として上記環境基準値と比較します。

窒素酸化物 (NO_x)

単位：ppm

調査期間	No.1 (北側)	No.2 (南側)	No.3 (東側)	No.4 (西側)
令和7年6月17日～6月24日	0.018	0.020	0.025	0.015
令和7年9月9日～9月16日	0.020	0.021	0.033	0.016
令和7年11月10日～11月17日	0.040	0.041	0.046	0.041
令和8年2月9日～2月16日	0.049	0.041	0.051	0.046

3 騒音調査

(1) 調査内容

騒音 (L_{A5})

(2) 調査方法

環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731(2019))に準拠

(3) 調査結果

騒音 (L_{A5})

単位：dB

調査日時 (令和 7 年 6 月 17 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分～9 時 30 分	74	74	75	71
9 時 30 分～10 時 30 分	73	74	71	69
10 時 30 分～11 時 30 分	73	72	75	68
11 時 30 分～12 時 30 分	73	75	74	68
12 時 30 分～13 時 30 分	72	73	73	69
13 時 30 分～14 時 30 分	73	74	72	69
14 時 30 分～15 時 30 分	75	73	76	69
15 時 30 分～16 時 30 分	80	72	74	69
16 時 30 分～17 時 30 分	74	68	69	67
17 時 30 分～18 時 00 分	72	60	65	66

騒音 (L_{A5})

単位：dB

調査日時 (令和 7 年 9 月 9 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分～9 時 30 分	75	72	75	69
9 時 30 分～10 時 30 分	74	72	74	68
10 時 30 分～11 時 30 分	74	73	74	68
11 時 30 分～12 時 30 分	75	73	74	69
12 時 30 分～13 時 30 分	76	72	74	69
13 時 30 分～14 時 30 分	74	73	74	68
14 時 30 分～15 時 30 分	74	73	75	68
15 時 30 分～16 時 30 分	76	73	74	68
16 時 30 分～17 時 30 分	73	70	71	64
17 時 30 分～18 時 00 分	66	58	68	64

騒音 (L_{A5})

単位：dB

調査日時（令和7年11月10日）	No.1（北側）	No.2（南側）	No.3（東側）	No.4（西側）
8時30分～9時30分	63	73	76	69
9時30分～10時30分	64	68	75	67
10時30分～11時30分	65	73	75	68
11時30分～12時30分	63	68	72	68
12時30分～13時30分	65	67	73	68
13時30分～14時30分	66	69	73	67
14時30分～15時30分	66	68	75	68
15時30分～16時30分	64	66	73	68
16時30分～17時30分	62	61	72	65
17時30分～18時00分	62	59	63	63

騒音 (L_{A5})

単位：dB

調査日時（令和8年2月9日）	No.1（北側）	No.2（南側）	No.3（東側）	No.4（西側）
8時30分～9時30分	73	67	70	68
9時30分～10時30分	70	66	71	67
10時30分～11時30分	70	65	71	67
11時30分～12時30分	66	64	69	64
12時30分～13時30分	67	64	71	68
13時30分～14時30分	70	67	72	66
14時30分～15時30分	72	64	68	68
15時30分～16時30分	72	66	71	68
16時30分～17時30分	65	61	65	65
17時30分～18時00分	61	60	64	64

騒音規制法に係る規制基準値：85dB(※)

(※)調査地点は、準工業地域に指定されているため「特定建設作業に伴って発生する

騒音の規制に関する基準」の1号区域に該当するため、規制基準値85dBと比較します。

4 振動調査

(1) 調査内容

振動 (L_{10})

(2) 調査方法

振動レベル測定方法 (JIS Z 8735 (1981)) に準拠

(3) 調査結果

振動 (L_{10})

単位 : dB

調査日時 (令和 7 年 6 月 17 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分 ~ 9 時 30 分	40	48	47	43
9 時 30 分 ~ 10 時 30 分	44	48	46	42
10 時 30 分 ~ 11 時 30 分	45	45	46	42
11 時 30 分 ~ 12 時 30 分	37	49	45	41
12 時 30 分 ~ 13 時 30 分	37	47	48	42
13 時 30 分 ~ 14 時 30 分	41	50	48	44
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分	42	45	47	42
15 時 30 分 ~ 16 時 30 分	47	44	46	43
16 時 30 分 ~ 17 時 30 分	37	40	43	41
17 時 30 分 ~ 18 時 00 分	31	34	39	37

振動 (L_{10})

単位 : dB

調査日時 (令和 7 年 9 月 9 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分 ~ 9 時 30 分	41	45	47	43
9 時 30 分 ~ 10 時 30 分	42	43	48	42
10 時 30 分 ~ 11 時 30 分	41	44	48	42
11 時 30 分 ~ 12 時 30 分	39	43	47	41
12 時 30 分 ~ 13 時 30 分	42	43	48	40
13 時 30 分 ~ 14 時 30 分	42	44	48	42
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分	43	45	48	41
15 時 30 分 ~ 16 時 30 分	39	43	46	39
16 時 30 分 ~ 17 時 30 分	35	38	43	35
17 時 30 分 ~ 18 時 00 分	38	36	42	35

振動 (L_{10})

単位：dB

調査日時（令和7年11月10日）	No. 1（北側）	No. 2（南側）	No. 3（東側）	No. 4（西側）
8時30分～9時30分	40	50	47	39
9時30分～10時30分	39	45	47	38
10時30分～11時30分	40	54	50	39
11時30分～12時30分	40	47	48	39
12時30分～13時30分	41	48	47	39
13時30分～14時30分	40	49	49	39
14時30分～15時30分	39	48	49	39
15時30分～16時30分	38	46	48	38
16時30分～17時30分	35	41	47	34
17時30分～18時00分	33	33	42	31

振動 (L_{10})

単位：dB

調査日時（令和8年2月9日）	No. 1（北側）	No. 2（南側）	No. 3（東側）	No. 4（西側）
8時30分～9時30分	44	46	48	43
9時30分～10時30分	42	42	47	40
10時30分～11時30分	49	42	47	44
11時30分～12時30分	40	40	46	38
12時30分～13時30分	39	41	46	40
13時30分～14時30分	47	45	47	43
14時30分～15時30分	43	40	45	42
15時30分～16時30分	44	43	49	43
16時30分～17時30分	41	36	44	37
17時30分～18時00分	39	36	43	35

振動規制法に係る規制基準値：75dB(※)

(※)調査地点は、準工業地域に指定されているため「特定建設作業に伴って発生する

振動の規制に関する基準」の1号区域に該当するため、規制基準値75dBと比較します。

5 アスベスト調査

(1) 調査内容

空気中のアスベスト濃度

(2) 調査方法

アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）に準拠

(3) 調査結果

アスベスト

単位：本/L

調査日	No. 1（北側）	No. 2（南側）	No. 3（東側）	No. 4（西側）
令和7年6月17日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和7年9月9日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和7年11月10日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和8年2月9日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満

大気汚染防止法に係る規制基準値：10本/L